

議事（１）「広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項についての答申（案）について」事務局より説明

それでは、議事（１）の「広陵町のごみ減量対策等の取り組みに関する諮問事項についての答申（案）について」を説明させていただきます。

前回の第４回の審議会でいろいろなご意見やアドバイスをいただきましたことを踏まえ、事務局で変更させていただいた箇所についてご説明させていただきます。申し訳ございませんが、着座にて失礼いたします。

初めに、５ページの「４ これまでのごみ減量に向けた取組や行動計画等への評価とその効果」についてでございますが、大枠では変更はございませんが、前回の答申についての取り組み状況並びに評価及び反省について記載させていただいております。

内容としまして、ごみの減量化等の具体的な取り組みとして、生ごみ処理機・コンポスト等の普及促進・町内小学校４年生対象にクリーンセンターの施設見学において、ごみの分別やごみの減量について説明させていただいております。また、ごみの減量に向けた取り組みへの効果については、明確な検証は行っていませんでしたが、住民への各種啓発活動並びにごみ袋の有料化により、ごみ減量に一定の効果があったと考えています。

それでは、「５ 自治基本条例の理念に基づき、町民のみなさまと共に町の環境対策の一つとして今後のごみ減量対策への取組、ごみの分別種類の選定及び収集方法

について」を説明させていただきます。

内容としまして、広陵町が持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた優れた取組を行う都市として、2019年に全国31都市の「SDGs 未来都市」に選定されたこと、そうしたことから、住民・事業者・行政のそれぞれの役割・ごみ減量対策への具体的な取組について、今後責任を持って取り組んでいかなければならない。また、廃棄物のさらなる減量化を目指しての5年後(令和10年度)の数値目標、ごみの分別種類の選定及び収集方法について記載させていただいております。

それでは、「6 住民の作業や金銭的な負担への配慮及び町財政等を考慮した総合的な視点から、指定ごみ袋の価格について」を説明させていただきます。

内容としまして、当時指定ごみ袋の価格設定を検討した際、ごみ排出量の増加やごみ焼却・埋立による環境汚染、埋立処分場の残余容量の切迫等さまざまなごみ問題に直面したことから、指定ごみ袋の普及によるごみの減量化と住民負担の公平性等を有料化の目的として、その効果を得るため均一料金制とし、ごみの収集・運搬処理費の一部を負担してもらうこととなりました。

当時のごみ処理経費から1リットルあたり1円と設定し、また、当時すでにごみ袋の有料化を実施している市町村との均衡に配慮した形で1リットルあたり1円を設定することが望ましいと判断しております。

現在は、ごみ袋手数料を新清掃施設建設基金として積み立てており、広域処理施設の建設費用及び運営費用、可燃ごみ等の中継施設の建設費用及び運営費用の一部として充当しております。ごみ袋の価格については、現状

維持に固執することなく、ごみ減量の取り組みと広域化がスタートしたことによる処理コスト縮減の状況を見極め、全国的な傾向や周辺自治体の傾向を考慮し現行の手数料及び料金については、適切な時期に適切な決定をする必要があると考えており、当面は現在の価格が妥当と考えております。

(以上)